
令和2年 第95回(定例)神河町議会会議録(第2日)

令和2年6月22日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和2年6月22日 午前9時開議

- 日程第1 一般質問
日程第2 第56号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算(第3号)
日程第3 報告第5号 専決処分の報告の件(交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解)
日程第4 第64号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算(第4号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
日程第2 第56号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算(第3号)
日程第3 報告第5号 専決処分の報告の件(交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解)
日程第4 第64号議案 令和2年度神河町一般会計補正予算(第4号)
-

出席議員(11名)

1番 安部重助	8番 藤森正晴
2番 三谷克巳	9番 藤原裕和
3番 藤原日順	10番 栗原廣哉
4番 小寺俊輔	11番 澤田俊一
5番 吉岡嘉宏	12番 廣納良幸
6番 小島義次	

欠席議員(なし)

欠員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 小林英和 主事 山名雅也

説明のため出席した者の職氏名

町長 山名宗悟 ひと・まち・みらい課参事兼アグリイノベーション特命参事

副町長	前田 義人	真弓 憲吾
教育長	入江 多喜夫	建設課長 野崎 直規
総務課長	日和 哲朗	地籍課長 藤田 晋作
総務課参事兼財政特命参事		上下水道課長 谷 総和人
	黒田 勝樹	健康福祉課長 桐月 俊彦
総務課参事兼情報発信特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事
	岡部 成幸	保西 瞳
税務課長	長井 千晴	会計管理者兼会計課長
住民生活課長	高木 浩	山本 哲也
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼病院事務長 春名 常洋
	平岡 民雄	病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員
地域振興課長	多田 守	井上 淳一朗
地域振興課副課長兼農林業特命参事		教育課長兼給食センター所長
	前川 穂積	藤原 美樹
ひと・まち・みらい課長		教育課参事兼社会教育特命参事
	藤原 登志幸	高橋 宏安

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（廣納 良幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は 11 名であります。定足数に達しておりますので、第 95 回神河町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

早速日程に入ります。

日程第 1 一般質問

○議長（廣納 良幸君） 日程第 1、一般質問であります。

町の一般事務について質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可いたします。
 なお、議会運営基準第 91 条及び 91 条の 2 の規定により、質問は、一主旨一問ごとに行い、質問方式は一問一答方式で行うことといたしております。議員 1 人につき、質問・答弁合わせて 60 分以内となっております。終了 10 分前と 5 分前にはブザーを鳴らし、60 分を過ぎると質問中・答弁中にかかわらず、ブザーによりお知らせし、議長により発言を止めます。

議会基本条例第 12 条第 1 項においても会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために一問一答方式で行うと定めております。同条第 2 項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は、議長の許可を得て議員の質問に対して反問することができる、議員に反問できることを認めています。

また、同条第3項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に論議を深めるための心構えとして、発言に当たって要旨を簡潔に述べるように努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めております。いずれも会議の活性化を図るためですので、念のために申し添えておきます。よろしく願いをいたします。

それでは通告順に従いまして、5番、吉岡嘉宏議員を指名いたします。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。私は、この一般質問、大きく2点について町執行部にお尋ねをします。

まず、1つ目ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策につきましての町独自策第三弾というものができないかと。第三弾につきましては、ずばり水道料金の基本料金3か月の減免でどうかなと考えています。

これまで神河町は、町の独自策としてほかの町に先んじて、例えば国の持続化交付金でカバーできていない中小企業、個人事業主への支援金30万、または15万の支援を行いました。また、子育て世帯については、子供1人当たり2万の地域商品券の提供ということでございました。こういった手当てをされているということではありますが、新型コロナウイルスの感染症の終息というのは、ワクチンと治療薬の完成が一つの目安というふうに思っていますが、それには新聞、インターネット等を見ても、まだまだ時間がかかるというふうに思っています。この間、国民、町民は、不要不急の外出の自粛要請に、私は真面目に応じてきたなというふうに思っております。

そこで提案なんですけれども、水道料金の基本料金である1か月約1,900円、正確には1,892円ですけれども、ケーブルテレビ等を御覧になっている方のために聞きやすくするために約1,900円とここでは表現をさせていただきますが、この1,900円を3か月間、全ての給水契約者、これは予算書で見ると4,510戸であります。これを免除したらどうでしょうか。このことに対する予算は約2,600万です。財源につきましては、これはもう一般会計からの繰入金、詳しく言うと財政調整基金の取崩しですね、こういう一般会計からの繰入れでやったらどうかなと思っています。

この間の新型コロナウイルス問題で、家計や事業者の所得が減る一方で、ステイホームということで在宅が増え、水道、下水道の使用量が増えており、水道料金等の負担を減らすことが町民には必要だと思います。これは本来、国がやるべきことですが、そういったことを待っておられないということで、県内では全41市町のうち31市町が水道料金の減免を、3か月とか6か月とか期間はまちまちですが、実施をしております。神河町の水道料金の1か月の基本料金は約1,900円、福崎町が880円、市川町が700円ということで、神河は倍近い金額になっています。といいましても、料金が高いのは神河の面積が広くて施設が点在せざるを得ないから仕方ないということは分かっています。しかし、高額であるからこそ、町内の経済を支える意味で効果的な政策と私は考えています。新型コロナウイルス感染症対策として、町民への支援と町内経済支

援のため、第三弾の対策としての実施のお考えはどうか、お尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

当町の新型コロナウイルスに関する独自支援は、大打撃を受けている地域経済に対し、国の新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用した対策に軸足を置いたものとしてまいりました。前回の臨時会における令和2年度神河町一般会計補正予算（第2号）の審議の際にも、全町民が対象になる町独自支援策の意見をいただいたところです。国の第2号補正予算が成立し、当町としても第二弾の独自支援策を検討してきたところですが、地域経済を活性化させるためには、全世帯の水道料金の減免よりも、地域商品券の全世帯配布を行うほうが投資効果以上の効果があるとして、今回の補正予算の追加を提案させていただくこととしております。

先日の神戸新聞の記事に、県下31市町が水道料金の減免を実施すると書かれていましたが、全国的には1,285事業体のうち190事業体が減免を実施されており、これは全体の14.8%に当たります。県下の実施率は70.7%と非常に高いものとなっておりますが、これは県営水道の3か月免除が兵庫県からいち早く出されたことが起因しているものと分析しております。当町の水道は、全て町営でございまして、100%町の負担となるわけでございます。水道料金の減免は、住民の皆様の生活を支える取組であると十分理解していますが、同じく皆様の生活を支えつつ、しかも地域経済回復に期待できるような支援策を今後も検討してまいります。

今後の取組につきましては、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生につながる臨時交付金の名前のとおり、引き続き投資額以上の効果が期待でき、地域経済の回復につながり、そして交流、関係、定住につなげていく政策を取り組んでいきます。

以上、吉岡議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 吉岡です。ありがとうございます。第二弾として地域商品券の全世帯配布ということで、これは議会としても全体として要望していたことが理解されたなということで評価をさせていただきます。それはありがとうございます。さっき説明の中で、県営水道の3か月免除が県から早く出されたからできたんだという旨の話があったんですけども、ケーブルテレビ見られている人は、県営水道が免除が出たからどうのこうのということについては分からんと思うんですね。ちょっと、もうちょっとその県営水道が免除されたことによってどうなるんやということ、ちょっと詳しく言ってもらえますか、説明をお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課の谷総でございます。吉岡議員の御質問にお答えをしたいと思います。

県営水道といいますのは、そうですね、高度成長期のときに市町だけでは水道の普及

率がままならんということで、県が支援をして、県が営業する水道を、特に瀬戸内方面でたくさん施設を抱えて広域で水の提供をしたわけなんですけども、その水道水に対して、通常は市町から県のほうにその水を買っています。それを買っている市町が減免措置をしますと、県はその措置に対して3か月間、県営の水道代をただにしますよというふうな方針をいち早く出されました。そのことを受けて、他市町が、県がその免除をしてくれるならということで、独自の支援策に盛り込んだ市町が多いというふうに思っております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） それで分かりました。歴史的な話までしていただいております。県内で31市町が水道料金の減免をやっていると。31市町は全て県営水道のお世話になっているんでしょうか、そのことについてお聞きします。

○議長（廣納 良幸君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 県下の県営水道を受けている市町の数全体で24市町になってございます。そのうち減免、県営水道を受けていても実施していない市町が3市町、ですから21市町が何らかの減免措置をしているということになってございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） すみません、小刻みに聞いて。そうすると郡内のお隣の福崎町、市川町、これは県営水道と関わりあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 福崎町は県営水道を受水されております。市川町については受水されておられません。減免の措置なんですけども、福崎町は実施をされています。市川町は実施の予定はございません。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 福崎は県営水道で、市川は今のところ実施の予定はないということで、分かりました。

質問をちょっと変えますね。新型コロナ対策として国の地方創生臨時交付金が交付をされますけども、神河町への配分総額、現在幾らでしょうか、お聞きします。

○議長（廣納 良幸君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。地方創生の交付金の関係の御質問でございます。今、確定している分につきましては、国の1号補正で出ました部分で、地方の単独分の算定分の限度額でございます。この金額が8,424万円でございます。で、あと、この分が今、大体1兆円の措置がされたうちの7割相当分が出ているというような情報を聞いております。あと残りの部分につきましては、国庫補助事業の地方負担分の算定をするという部分でございます。この部分についてはまだ申請、それから限度額の通知等がないところでございまして、今現在のところ、

こちらのほうで見込んでおりますのが2,000万円ほどということでございます。

そして、国の2号補正で追加であります、先日来に成立しました部分の地方創生交付金につきましては、全く今のところ県のほうにも情報が下りてきていないというところでございます。一体どれぐらいの額、それから算定部分がどういうふうな形で交付されるのかというようなところ、それからまた、一応、国が想定している活用の方向性、期待をされている方向性というのは、新しい生活様式に基づいて地域の経済回復・活性化を図っていき、地方の創生につながるようなものに使っていただきたいというようなところが読み取れるところでございます。

国の1号補正の段階でも、その活用事例等事例集等も出てまして、それをずっと見ていくと、やはり国の期待しているところは、国、県、それから自治体が共同になってこのコロナの対策を進めていくというところで、地域の経済対策というものが主なところになっているところでございます。以上でございます。

すみません、ちょっと忘れてまして申し訳ございません。国の2号につきましては、今のところ見込みとして1億1,000万円ほどということで、予算のほうを見込みをしておるところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。国の1号補正、2号補正の内容について丁寧に説明いただきましてありがとうございます。今から1億1,000万円出るという話なんですけども、それをずばり水道料金3か月に当て込んだらどうかなと思うんですけども、そういうことは国の方策として駄目なんかオーケーなんか、どうでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。先ほども申し上げましたように、国が期待しているところの部分というのは、先ほど御説明したとおりでございます。企業のほうに繰出しをしていくということについては駄目だというようなことではないわけですが、こういった活用の考え方からいくと、まずはその充当するのは、地域の活性化といったところで充当をやって、またそういうところに余力があればというようなところの考え方になるのかなというふうに思っております。財政調整基金の関係のお話もありましたので少し言いますと、補正の2号の段階でコロナ関係の予算は1億4,000万円ほど計上させていただきました。そのときには一般財源ですが、6,800万円という充当になってございます。

それから、今般、補正4号ということで御提出をさせていただいているわけですが、事業費が約1億6,000万円ほどで、うち一般財源が3,300万円ほどというような形で財政のフレーム的には考えてございます。合わせますと、予算がコロナ関係で3億、そして一般財源の部分が1億円というようなことで、3対1というような形になってございます。そのうちの財政調整基金ですが、現在のところ約6,200万円ぐら

いの取崩しというようなところでございます。コロナにつきましては、大災害に匹敵するものでありますので、当然住民生活や地域の活動というところを守る施策というところで、当然に財政調整基金についても取り崩して活用していくというのは、当然のところかなというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 財調の話もしていただいてありがとうございます。ざっと1億円の町費投入という現状だろうと思うんですね、このたびの補正予算4号、今から上がるんですけども、それも入れて1億円ぐらいの町費投入ということだと思います。先ほど財政特命参事も言われたんですけども、激甚災害に匹敵するような新型コロナウイルス感染症ということでもありますんで、私、議員、吉岡が考えるのはね、財調がざっと10億ありますよと。言い方は悪いですよ、まだ1億しか使ってないじゃないかと。水道料金の減免は2,600万円です。当局も2,600万という試算が一致しています。激甚災害扱いのところでまだ1億しか使ってないと。プラス2,600万使って、それが大盤振る舞いやったり、財政破綻を起こしたり、そんなことになるのかなと僕は思うんですね。私の考え方はどうでしょうかね、副町長、お願いします。

○議長（廣納 良幸君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。本当にこの災害規模ということと考えますと、まだ1億と、10億余りあるうちの1億しか使ってないじゃないかなという御指摘かと思えます。激甚と考えますと、本当におっしゃるとおりかなというふうに思えます。それは全く同感でございます。ただ、注意してみたいなと思えますのは、コロナの影響で住民の皆さんがどの辺りにどの程度困っていらっしゃるのかというのを見極めて使っていきたいなというふうに思っています。冒頭町長のほうから回答させていただいたとおりでして、現在、心配事とかいろいろな相談事も健康福祉課、社協等で受付していますが、その状況から直ちに生活が苦しくなるというふうな状況があまり見て取れないという実態にありまして、その状況でいくなれば、町内全体の経済回復のほうに今は軸足を置くべきかなというふうなことで、状況次第によっては、本当に今おっしゃっていただいているとおり、住民の皆さんの生活を支えるというのが大変重要なことであると思っています。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 副町長、ありがとうございます。実は、次の質問で失業とか生活苦の相談どうですかって聞こう思ったんですね、今、100点満点の答えもらって、要はないと。神河町では新型コロナによって失業とか生活苦の相談とかないというところで、分かりました。

先ほど副町長の話もあったんですけども、ずっとこのことがね、すかっとウイルスがなくなったりしませんから、ずっと生活がだんだん苦しくなったり悪くなったりする可能性が非常に大きいと思うんですね。その際に、ああ、これはちょっと住民大変やなという

ことを、生の声を住民さんから当局も執行部も聞いたりした中で、ああ、これは第三弾要らないったときに、水道料金の減免ということは僕は必要やと思うんですけども、その情勢によっては考えてほしいな思うんですけど、山名町長、どうですか。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 吉岡議員の御質問、考え方の思いといいますか、十分理解できないわけではございません。答弁として、経済回復というところを常に言ってきたところでございますが、経済回復というのは、その住民生活が元気になることによって地域経済が回るという、だからどういうんですかね、事業所に対する支援という意味合いもあります。しかしながら、生活が楽になる、そういった生活支援も含めた中で、お互いが元気になるようなこととは何かということを考えてときに、せっかく国のほうからコロナ感染対策に伴う地方創生臨時交付金ということでもありますので、町で活用するのであれば、生活が楽になる、そして事業所も元気になる、ということは神河町限定の地域商品券を有効に活用することが、神河町の中での経済循環の回復になるだろうという考えで、この間来たところでございます。

2次補正については、いわゆる新しい生活様式に対応した経済回復といった中身での交付金でありますので、この後、追加提案させていただこうとしている部分については、全世帯に対する支援策というところも盛り込んでいるところでございます。また、第三弾といった、そういった動きがもし出てくれば、国の臨時交付金が仮にあるのであれば、その臨時交付金の目的、そういったものに沿った神河町としての支援策を考えていきたいというふうに思うところでございます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 水道料の減免これで終わりますけども、町長の地域経済の循環という考え方、そして本来、国が責任を持ってやるべきではないかなという、そういう考えが読み取れたわけです。いや、私も同感なんですよ、全く同感なんですよ。自治体が独自で知恵を絞る以前に、国がもっともっと積極的な施策を僕は出すべきじゃないかなと思ってますんで、それは同感です。ただ、住民さんとお話をしていると、やっぱりうちの基本料金高いんですね。それは仕方ないですよ、責めとるんちゃうんですよ。だから、このことで大分家計、また企業も余力が出るというかね、3か月だけのことでですけども、そういうことを言いたいと思いますんで、ぜひ第三弾のときに、また私が言ったことを頭の中に残しておいてほしいなと思います。これで1つ目の質問を終わります。

2つ目、行きます。これまでの私の一般質問で提案してきましたことについての進捗とか考え方、これについてお尋ねをします。1つ目は、40歳未満の遠距離通勤者への支援ですね。これは40歳未満の町内住民で30キロ以上遠距離通勤で仕事をしに行っておられる方を対象に、月額5,000円程度を3年から5年間、通勤支援として交付して、若者支援とUターン者増加施策としたらどうだろうなという、こういう提案をした

わけでございます。そのときに答えとして、第2次長期総合計画の、つくるときにアンケート等を取ると、その中でちょっと考えさせていただきたいなという答えでありました。これについてどうなったか、お尋ねをいたします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、長期総合計画作成時のアンケート調査につきましては、平成30年8月に町民の皆様の考えを把握すること、計画に反映するための住民意識調査として町民アンケートを16歳以上の2,000人を対象に実施し、804人から回答を得ました。このうち20歳代から30歳代のアンケート回答者数は247人で、このうち町外通勤者は152人であり、同年代の61.5%を占めています。令和2年4月1日現在の20歳代から30歳代の住民基本台帳人口は1,882人なので、61.5%を掛けますと1,157人が対象となります。月額5,000円を助成すると、年間6,942万円の補助金額となります。ただし、朝来市の助成内容である30キロメートル以上の通勤者という区別はいたしておりません。

また、第1期地域創生総合戦略では、通勤補助制度を創設予定でしたが、人口減少に対応し、移住定住を促進するという地域創生の目的に対し、先進事例である朝来市では、この制度により転出せずに定住を継続している、この制度があるから転入してきたという人がいないという結果で、当初計画期間どおりの3年で終了をされたことから、神河町では第1期の戦略事業の検証において、施策効果が低いと判断させていただき、今後の事業の方向性を事業廃止として戦略会議に提案し、第2期の戦略事業には記載しておりません。

これらのことから、現時点においては、事業効果の高い定住人口確保対策としての住宅取得補助や家賃補助などの住宅関連施策を継続実施することで、住むならやっぱり神河町と思っていただく施策を優先して実施していきたいと考えております。

以上、吉岡議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 吉岡です。この先進事例の朝来市のことなんですけども、朝来市は新卒者と移住者が対象なもので、私が申しておるんは、前々から神河町に住んでおられる方で、移住者と新卒者ももちろん入るんですけど、僕が一番思っとるんは、ずっと神河町におられる人で、地元の方で30キロ以上遠いところへ行かれています人が対象でやってもらわれへんかなという話なんです。なかなかね、企業誘致の話も議会のほうからも出させてもらうんですけども、なかなかそういう大がかりな職場で、大勢雇用してもうて、なおかつ若者が、私そこで仕事したいというようなのは、もう本当難しい思うんです。やっぱり若者の多様な、いろんな考え方で自分に合った仕事をしたいということを考えたら、どうしても外で仕事、神河町外で仕事になっちゃうんです。ここから、神河町から勤務してもらって、男性でしたら消防の地元消防団も勤務し

てもうてると、入ってもらってるといようなね、そういう僕はありがたいな思うとるんですね、そういう方々にね。

ですんで、今日の回答やったら、30キロメートル以上の通勤者という区別はせえへんかったら6,000万要りますよいう話やったんですね。これ2年前の6月に話したときは、2年前の6月議会ね、そのときは約3,000万という話やったんです。これは30キロメートル以上仕事しとっての人ということで執行部も算定してくれたったんやけども、最初の3年やったら3年間、3,000万は要りますけども、あとはもう新卒者とUターン・Iターン者だけやから、ウン百万で済む事業なんですね。だから最初の5年が厳しかったら3年でいいんですけども、3年間3,000万、1億要るんですけども、ちょっと金額的に6,000万って出とったから、これは何ぼ何でも高いなと思って聞いたんですけど、これは30キロメートル以上を外しとってやからそういう話なんで、30キロメートル以上遠いところへ行とっての人でいうと、年間約3,000万というような話でしたんで、今言いましたように、3年間だけ3,000万かかりますけども、もう一回ちょっと私がこういう具合に言いましたんで、どうでしょうね、考え方、執行部のほう。

○議長（廣納 良幸君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。まず、このデータの中でお断りになるんですけども、30キロ以上の区別はいたしておりません。というのが、このアンケートの中では具体的にどこからどこまでといったようなところがございませんで、30キロが実際に何人おられるかというところが推計でしか分からないといったような、確実な数値が出ないというところがございまして、その区別はせずに、最大値として考えたときにはこれぐらいになるだろうというところがございます。

吉岡議員のおっしゃっておられます町内に働くところがないから外へという部分に対しての感謝の意味も込めてというところであろうというふうには思うんですが、相対の中でこれまでやってきた事業を地方創生の検証を加えたということの中で、少し効果も推しはかったところ、あまり効果がないのかなど。それよりも今の移住定住施策を継続していくほうが転入者が増えておりますので、そういった人口増に直接にはつながっていくと、そういった観点での地方創生を進めておりますので、いかに人口増につなげていくかという観点で私どもは施策の検討をしたというところがございますので、結果としては今回も、前回も同様でございますが、そういった感謝の意を込めてといったようなところではなくって、あくまでも人口増につながる施策といったようなところでの最終判断をさせていただいたというところがございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 人口増につながるいうところで僕は引かかるんですけども、神河町にこういう制度があるよという中で、例えば大学行っておられる地元出身の

ね、お子さんをお持ちの親御さんが、いやいや、3年間だけやけども、例えば姫路の〇〇会社へ入っても、こういう月5,000円の補助があるから、例えば播但連絡自動車道が高うても、そのお金で遅刻しそうになったら行けるがえと、こういうような話もできると思うんやね。だから私はUターンにも有効かというふうに思ったんです。ばんばんとね、企業誘致やって、ばんばんと会社があり、工場がありしておればこんな話ししないんですけども、なかなか地形的にも神河町は企業誘致難しいんでね、今おって遠いところへ行っておる人に対して、こういうことは僕は必要やなというふうに思っています。また、地方創生事業の内容ですね、英語でフェーズいうんかな、内容とか変わったら、こういうようなことも使っているというふうに地方創生の交付金の使い道とかが変わってきたらぜひ考えてほしいなというふうに思うんですけども、ひと・まち・みらい課長、どうですか。

○議長（廣納 良幸君） 藤原課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。交付金の内容が変わったところでございます。これまでも答弁させていただいておりますけれども、現時点での交付金の制度内容としては、個人給付的なものについては対象から外れてきているというところがございますので、今、議員がおっしゃったような、制度の中身が変わってきてという部分については、大いに検討をしていく余地があるというふうに思いますので、そういった制度改正は注視をさせていただいて、検討を加えたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 今申しましたように、課長からの答弁もらいましたように、ポイントは地方創生交付金やと思うんですね。これで認められたらぜひ考えてほしいということで、頭の片隅にしっかりと置いてほしいなというふうに思います。

次、行きますね。次、コミバスのデマンド化についてです。コミバスのデマンド化については、これまで私、吉岡と、松山議員、栗原議員の3町会議員が、コミバスのデマンド化、これはおさらいで言うと、予約制で家から家まで、例えば10人乗りのワゴンとか普通乗用車で送迎をしてくれると、こういうことが必要ですよということを訴えてまいりました。

町は、令和2年度から長谷エリアにおいて社会実験をするという旨、予算化をさせていただきました。これは評価しておるんです。今は新型コロナウイルス問題でストップされているとお聞きをしておりますけども、再度社会実験の内容をお示しくだけさいませ、お願いします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在のコミュニティバスは、決まった時間に定められた近くのバス停から乗車し、目的地近くのバス停で降車する形で運行していますが、長谷地区で実施を予定しています

デマンド型の乗合自動車は、事前に予約が必要となりますが、バス停まで行かなくても予約時間に御自宅まで車が迎えに行き、次の予約者があればその方を乗せて運行するので、運行する経路や運行時間を予約状況に応じて変更しながら走らせることができる乗り合い型の交通システムです。本年度長谷地区で社会実験を行い、ニーズ調査や課題を明らかにした上で、コミュニティバス運行計画検討委員会等で御意見をいただきながら、神河町としての方向性を出していきたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長、ひと・まち・みらい課、藤原課長から御説明申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。詳細について少し説明をさせていただきます。

長谷地区では、町内で唯一地域包括の協議体の第2層、いわゆるブロック協議体が組織をされておりまして、ワゴン車の運行により、生活・買物送迎支援を行っておられることから、今年2月にも協議体の会議で検討をいただき、より実のある社会実験とするために、利用者のニーズ把握のためにアンケート調査を行おうということになりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響もございまして、会議開催を見送らざるを得ませんでした。先日、6月19日に開催の長谷地区協議体の会議において、アンケート調査の実施について中身の精査等についてもお願いをしたところでございます。これらの分析を行いながら、掘り起こし作業とともに、社会実験の周知活動を行って、9月頃からの実験開始を想定をして、現在、調整を進めておるところでございます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。ここでまたちょっと、これは健康福祉課になるかもしれませんが、テレビ見られる人がもう一つぴんとこないだろうと思うので、地域包括協議体の第2層、いわゆるブロック協議体が組織されておって、そこへ頼んだということなんですけども、地域包括協議体とは何か、第2層とは何か。第2層があれば、第1層、第3層もあるだろうと。ちょっと地域包括協議体の説明をお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。今、各区長さん方をお願いをさせていただいて、生活支援協議体というのを立ち上げのほうをお願いをさせていただいております。今、吉岡議員のほうから言われました、その協議体の第1層、第2層、第3層でございます。第3層につきましては、それぞれの各集落で組織を立ち上げていただく、集落単位の組織が第3層でございます。第2層というのは、神河町内でいいますと、越知谷地域、それから大山地域、粟賀、これも粟賀北・南に分かれると思います。それから寺前地域、長谷地域ということで、それぞれのブロックで各協議体

が設立されたところが集まっていたいろいろな協議をしていただく、そういう場が第2層という形になります。第1層というのは、町がそれぞれ各種団体にお集まりをいただき、町がどのような方向に進むべきかというような全体会議を持つ場が、第1層という位置づけにしております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 分かりました。ですんで、長谷地域でこの社会実験をするというのは、長谷ブロックという、こういう考え方であるということで分かりました。デマンドバスのことなんですけれども、ちょっとひと・まち・みらい課とか町執行部にも一つこの場で僕言うておきたいないうことがあって、あえて何回も同じ質問出してと思われとったかもしれへんけども、これが言いたいがための質問なんやけどね、デマンドバスで予約型でドアからドアまで送迎しますよと、前日までに役場に電話してもうたらお迎えに上がって送り迎えしますよという形なんやけど、もちろん物すごいええことなんです。これについて、お金もかかると。今までの路線バスもありの、デマンドバスもやるってなったら、町の財政大変ですわ。このことはよう分かります。

しかし、昼間がらがらのバスを走らせとってほんまにええんかっていう、そういう問題があることと、それから割と、言葉は悪いですけども、人里離れたとこでデマンドバスをやるんですよというのはね、僕はやめてほしいと思うんです。というのは、例えばね、人口密集地の福本でも、例えば寺前の駅前近所でもね、高齢者多いんです。高齢者が、足が痛いとか、バス停までもう行くだけの体力がない、荷物持ってよう行かんと。買物の荷物持ってバス停までよう行かんと、こういうことを私は聞いとるんです。住民さんと触れ合って。寺前の近所とか福本とか栗賀とか、ぎゅっと買物もすぐ近いし行けるとこはええやろという考え方を町執行部はするのではなくて、やっぱり高齢化社会で夫婦二人暮らしで、なおかつ免許証ももう返してしもうたんやと、こういう人らは、本当にドア・ツー・ドアのね、デマンドバス必要なんです。ですんで、デマンドやるんやったら、地域限定じゃなくて、全町的にやるのが必ず必要、これはもう思うんです。こころどうでしょうかね、何回も悪い、副町長、お願いします。

○議長（廣納 良幸君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。実際の状況ということで、御意見いただきましてありがとうございます。お話のとおり、コミバスとデマンドを両方走らせるということは財政的に非常に厳しいということなので、選択をしていくことが必要があるので考えていかなければいけないということです。今考えていますデマンドなんですけど、どうなるかはちょっと分かりませんが、全面的に多額の費用をかけるというわけにいかないで、地域の助け合いの中で何かできないかということも含めて今、検証していきたいというふうに考えています。ですんで、長谷ブロックの検証等が進んでいく中でその辺りも見えてくるかなと思いますので、本日いただきました中心部でも困っているんですよということは忘れないように考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） ぜひ、ひとつよろしくお願いします。ありがとうございました。

あと、質問が3つ残ったんですけども、どうもあと12分では無理なんで、ちょっと順番変えます。5番の旧粟賀小学校の跡地利用検討の進み具合ということで、このことについて聞きたいと思います。現在の進捗状況、今後の見込み、そして私、多目的公園どうでしょうねという提案しましたが、これらについて答弁をお願いします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

この旧粟賀小学校跡地活用につきましては、平成28年度から検討を開始しており、公共施設管理計画で廃止となっている公共施設を補完することを同時に検討しております。そこで、PFI事業として、当初の建設費の持ち出しはなく、事業者の収益事業で公共施設整備と運営費用を負担してもらえ事業者を募集してきたところです。ところが、事業者から提案いただいた案としては、公共施設は町が建設をし、管理運営だけであれば請け負ってもいいとする公設民営の案がほとんどであり、当初町が期待した民設民営の案はありませんでした。これまでの経過につきましては昨年12月に地元検討会にて報告させていただいたとおりでございます。

今年度に入りまして、庁内協議や、先日のブロック別町長懇談会での意見では、廃止する公共施設の補完について、今後の人口減少社会を考えると、できるだけ箱物の建設は避け、不足するとされている施設整備についても必要最小限にとどめるべきである。しかしその一方で、ここ5年から10年の対策も同時に補完する必要があるという意見をいただいております。

今後は、整備すべき施設について、最低限のものに絞り込んだ上で、PFI方式で事業者が整備したものを、町が家賃を払って借りる、あるいは買い取る方向で考えております。また、同時に廃止する公共施設の補完方法についても、検討を進めることとしております。

議員御提案の多目的公園整備については、令和元年12月議会で、水遊び場、芝生の丘、弁当を食べられる屋根付人工芝生広場、外周はジョギングやウォーキングができる幅員4メートル程度の遊歩道が確保された児童公園と、その敷地内には図書館を建設してはどうかという内容でございました。

これらは、さきの長期総合計画や地方創生総合戦略策定時の住民アンケート調査や、これまでの町長懇談会の中でも、要望の大きな項目となっており、この最低限の公共施設の中に盛り込む方向で検討しようとしております。

こうした前提条件を整理した上で、公募のための仕様書の作成に取り組んで、地元検討会での合意を得た上で、再度、事業者の募集をしたいと考えております。

以上、議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） すみません、御答弁ありがとうございました。粟賀小学校の跡地の活用の問題ですけども、もう一回、今日聞いた中では、方法としてPFI事業でやると、民間で建ててもらって、役場は使用料を払うんだと、これは以前それでやって2者応募があって、1者だけ残ったけど、結局採算合わんということで撤退ということになりました。ここで今日答弁いただいておりますということは、一定の見込みがあるから答弁いただいておりますと推察をするわけですけども、その辺どうですか。執行部、お願いします。

○議長（廣納 良幸君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。PFIということなんですが、一言でPFIだけを捉えると前と一緒になんですが、中身を変えてやろうということでもあります。前のときには、こういったものを、公共的に必要なものということで、複数のこういう施設、こういう施設、こういう施設を含んでPFIでやれませんかということで提案をいたしました。振り返ってみますと、そのこちらがお願いしていた公共的要素の施設の面積が、相当面積を持っていたということがあります。ですので、その部分は少し考えを変えていく必要があるであろうということが一つと、それから前のときには家賃等払っていきますよというふうなことが、あまり明確に意思表示がされていなかったというふうに記憶しています。

今回は、使用料等については考えるという余地が町にはありますといったところも明確に出していこうということなので、同じPFIですが、少し出していく情報を変えていこうということで考えています。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 明確な答弁ありがとうございました。何か少し希望が持てるような話やったかなと思います。粟賀町、中村区の皆さんとワークショップで協力をしていただいとんですけども、今の副町長の構想なんかも含めてね、地元でこういうふうに進めますよって説明するのが非常に大事なことと思うんですけども、そのスケジュールうか、予定とかはどうなっていますか、お聞きします。

○議長（廣納 良幸君） 真弓特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼アグリノベーション特命参事（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。先ほど議員の御質問のスケジュール的なところということでございます。7月中までに、今現在、庁内会議を進めておまして、先ほど副町長のほうからもありました公共施設の絞り込みでありますとか、必要最低限、必要な面積的なものといった前提条件を整理するということを考えております。地元説明会につきましては、8月、9月ぐらいに何とか説明ができたかなということでは考えております。できましたら来年度予算に間に合うようなスケジュールで進めていきたいということ考えております。以上です。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。スケジュール的にも十分考えられておられるということなので、今後、特に地元を大事にしてもらって、地元の意見を吸い上げて、住民本位の施設になるようお願いをしたいと思います。

あと2つ質問あったんですけど、美術展の話と幼稚園、保育所の副食費の無料化があったんですけど、ちょっともう時間全く無理なので、これは次回、ちょっと内容を変えるかもしれませんが、やろうと思っておりますので、これで今日の私の質問は終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（廣納 良幸君） 以上で吉岡嘉宏議員の一般質問は終わりました。

○議長（廣納 良幸君） ここで暫時休憩を取ります。再開を10時15分といたします。

午前10時00分休憩

午前10時15分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

次に、6番、小島義次議員を指名いたします。

小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 失礼します。6番の小島義次です。通告書によりまして質問させていただきます。

まず、誰も取り残さない福祉施策を求めるものですが、少人数障害者への支援についてお伺いします。

障害者に対する支援は、いろいろな面で充足してきていると思います。年齢別にも、障害の種類によっても、それぞれに対応した取組がなされていることは、障害のある方にとっては助かっていると思います。そこで、障害の種類や程度による分類は、肢体不自由とか、視覚障害とか聴覚障害等、また精神的な障害、そして発達障害等ある子供など多岐にわたると思いますが、その中で人数が少ないのはどの障害なのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成28年度に、障害を理由とする差別解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行され、行政機関や民間企業・事業者に対して、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供が努力義務として位置づけられました。

また、第2次神河町長期総合計画の中で、神河町の目指す将来像として「障がいのある人も暮らしやすいまち」「地域で支え、ともに暮らせるまち」を掲げ、実現のための各種障害施策を積極的に展開しているところです。

広報・啓発活動としまして、障害者差別解消法の施行に合わせて、役場職員と町議会

議員の皆様との合同研修会の実施、広報かみかわによる住民周知も行ったところです。

小島議員の御質問のとおり、誰も取り残さない福祉施策を展開するため、障害のあるなしにかかわらず、全ての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社会・神河町を引き続き目指してまいります。

なお、それぞれの御質問につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

障害の手帳は大きく3つに分かれており、3障害とされています。

神河町民の方で、3障害の手帳保持者は、6月1日現在で、合計702名となっております。

障害別の人数は、精神障害者手帳保持者が50名と一番少ない状況です。次に、知的障害者が対象の療育手帳保持者が130名です。最後に、身体障害者手帳保持者が一番多く、522名となっております。

身体障害の種類別では、視覚障害者は30名で、うち1・2級の重度の方は19名です。聴覚障害者は34名で、うち重度の方は8名です。音声・言語障害者は5名で、うち重度の方は1名です。肢体不自由者は、上肢・下肢・体幹・運動機能障害を合わせて324名で、うち重度の方は95名です。内部障害者は、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫機能・肝臓・肛門機能障害を合わせて129名で、うち重度の方は86名の状況です。

以上、小島議員の御質問に対する回答とさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。神河町の中におきましても、大変多くの方々が障害があるということで、これから先、それに対する施策も進めていかなければいけないと思いますが、第2次長期総合計画の中で、障害者福祉の項目では、障害を抱える方たちが、自分の思いを伝え、自分らしい生活や活動するため、同じような悩みや経験を持つ方や家族同士が互いに支え合うため、当事者や家族の交流活動の促進に努めますとあります。本町では、その交流活動の支援の対象となっているのはどんな団体あるいはサークルなどがありますか、お尋ねいたします。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

町から補助金を交付している団体は、神河町身体障害者福祉会と神河町手をつなぐ育成会の2つの障害者団体です。それぞれの団体では親睦事業や研修会などを実施されており、会員相互や市町村の垣根を超えた交流や相談の場となっております。

教育事務所関連では、中播磨地区の聴覚・言語障害の方を対象にくすの木学級を、視覚障害の方を対象に青い鳥学級を実施されており、同じ障害をお持ちの方の交流の場となっております。

また、精神障害の方を対象に、健康福祉課において、月1回ではありますが、精神デイケアとしておにぎりクラブを実施し、精神障害者の交流の場となっております。県の組織としましては、兵庫県精神福祉家族会連合会もあり、昨年、設立50周年を迎えておられます。

公民館サークルでは、手話サークルあおぞらがあり、聾啞の方とのコミュニケーションツールとしての手話技術の向上と交流に努められております。

以上、小島議員の御質問に対する回答とさせていただきます。お願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。その中で、身体障害と一くくりに言いましても、今の説明ありましたように障害は幾つかに分類することができると思います。特に視覚障害については、見えないことが生活の中での情報量として絶対的に少ないと言えます。そのことが当事者の活動の大きな制限になってきているのではないかと考えております。これはアイマスク体験をすればすぐに分かることですが、身体的に他のところに障害がある場合と、比較とっては十分できないと思いますけども、それとの違いであれば、その視覚に対しての違いが生じてくると思います。

先日のテレビ報道の中にもありましたけれども、今、新型コロナウイルス感染予防対策として三密が言われていますが、支援者がおられないと、見えない方にとってはほぼ不可能に近いと言えます、というようなことも報道されてありました。このような方が、視覚障害のない方たちと一緒に行動ができるかどうかというところですが、この点についてはどう思われるでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

視覚障害のある方においては、特に移動や文書処理など日常生活において、活動や行動に大きな制限が生じていると認識しております。

しかしながら、障害の種類や程度によらず、さらに障害の有無にかかわらず、共に生き生きと活動できる社会を目指すノーマライゼーション、また、性別・文化・障害の有無等に関わりなく、誰もが地域社会の一員として支え合う中で、安心して暮らし、一人一人が持てる力を発揮して活動できるユニバーサル社会の実現を目指した取組を、国・県・市町村において積極的に行っております。また、施設整備においても、兵庫県福祉のまちづくり条例に沿ったバリアフリー化を推進しております。

町においても、第5期障害福祉計画の基本理念「地域で支え、ともに暮らせるましかみかわ」を掲げており、地域や社会が視覚障害者の目の代わりになれる町民意識の醸

成を目指しております。

また、民間においても、視覚障害者の外出や日常生活を支援するために、眼鏡に小型カメラを装着しての遠隔ガイドサポートシステムの開発が進んでいると聞いております。できるだけ早期の完成を期待しているところでございます。

以上、小島議員の御質問に対する回答とさせていただきます。お願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。その視覚障害等ある方に対しての物資的な面から、いろんな支援の機材が開発されているということは非常にありがたいことで、これから先、そういう機材をどんどん利用して生活に取り入れて、生活していくということが可能になってくると思います。

私は、福祉施策として、この視覚障害者もありますけれども、その方だけではなくて少人数の障害者への配慮をもお願いしたいと思います。障害の特性に対応した補助あるいは支援をスムーズにお願いしたいということです。人数は少ないですが、当事者のつらさや苦勞を推しはかることが大切ではないかと思います。また、その障害のある方同士、特に視覚障害のある方は、自分の思いや悩みが、同じ障害の人と話し合える機会が非常に少ないということも聞いております。話し合えることで孤立感が解消され、また、ストレスの解消や生きる励みにつながると思います。人数は少ないですが、そのような場が持てるように連絡とか連携とかできるような施策ができないものでしょうか、ということです。行政のほうからそのような場の設定の手助けをしていただきたい。そうすることが、誰も取り残さない、置き去りにしない福祉施策につながるとは思います、いかがでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

障害者総合支援法は、障害のある方への支援を定めた法律で、障害や難病のある人、個々のニーズに応じて様々な福祉サービスが利用できる仕組みを定めています。例えば、視覚障害者の方へのサービスとしては、外出時の支援としてガイドヘルパーによる同行援護、家事等の手伝いを受ける居宅介護などの福祉サービスや、活字文章読上げ装置・拡大読書機・盲人用時計や体温計などの生活上必要な機器購入の補助として、障害者等日常生活給付事業を行っています。

補装具では、白杖（はくじょう）・義眼・矯正用や遮光用の眼鏡等の給付もあり、いずれも原則本人1割負担で利用できます。

さて、同じ障害の人と話し合えることで、生きる励みにつながるのではとの御質問については、小島議員の御質問のとおり、同じ境遇の方との交流の場は非常に心強いものであると思います。

神河町では、身体障害者福祉会が組織されており、肢体不自由、内部障害、聴覚障害、

音声・言語障害の方など、身体に障害のある63名の方が会員として活動されており、定期的に交流会や研修会、座談会を開催されています。残念ながら視覚障害の方は加入されていない状況ですが、障害の種類は異なりますが、いろんな障害の方との交流の場・相談の場として一緒に活動していただければプラスになることもあると考えております。

また、人数にもよりますが、身体障害者福祉会の中に、それぞれの障害の種類ごとに部会を設置したり、2つ目の質問の中でも紹介をさせていただきましたが、視覚障害の方を対象とした青い鳥学級の拡大版の組織の設立も一つの方法かと考えます。

町民全てが、お互いの個性を認め、尊重し合い、安心して安全な生活を送ることができる共生社会の実現を目指し「地域で支え、ともに暮らせるまち かみかわ」を目指し、引き続き施策の展開に努めてまいります。

以上、小島議員の御質問に対する回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。今の答弁の中で、視覚障害の方、加入されていないという状況とありましたけれども、何らかのいろんな状況があるんじゃないかと思うんですけども、なぜ加入されないのかというようなことは把握されているのでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。この身体障害者福祉会の御案内につきましては、障害者手帳交付時または更新時にチラシ等で御案内をさせていただいております。また、ある方には民生委員のほうで毎年6月に実施をしておりますふれあい交流会、そちらのほう、障害者の方をお招きして歌を歌ったり踊ったり食事を振る舞ったりというような活動もしています。その中で視覚障害の方も来られますので、こういう活動もしてますよというような紹介はさせていただいているんですけども、現実にはまだ加入に至っていないというところで、なかなか身体障害者福祉会の役員さんのほうから、勧誘に行きたいんやというようなことも言われますが、個人情報関係でお知らせできないということで、行政のほうで、更新時、また手帳交付時に御案内のみさせていただいているという状況でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） いろんな努力をさせていただいているということで、ありがとうございます。加入できない状況があると思うんですけども、それにも配慮していただければありがたいと思います。少人数であっても、その方たちがつながる施策をよろしくお願いいたしますと思います。

次に、防災と福祉の連携による個別支援計画作成の促進についてお伺いたします。兵庫県では、令和2年度から、ハイリスク層、いわゆる要介護度の高い独居高齢者とか、

人工呼吸器装着者等の方々の避難のための個別支援計画について、居宅介護支援事業所等と自主防災組織が連携しながら、本人、家族ともに作成に取り組む兵庫方式を県内全市町で本格的に展開されることになりました。本町としても、このモデル事業を昨年までされてきたということですが、その成果はいかがでしたでしょうか。また、課題点等ありましたらお聞かせください。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

近年、台風や長雨による豪雨災害や、南海トラフ・山崎断層等による大規模地震の発生予想が取り沙汰されています。

これらの災害から身を守るためには、日頃から防災に対する意識づけや準備・訓練が重要と言われております。

このような中、自力で避難が難しい避難行動要支援者においては、災害発生時もしくは発生が予想される時点で避難することが重要です。そのためにも、当事者本人の身体状況や病歴等を勘案した個別支援計画を事前に作成しておくことが重要と考えます。

町としましても、一人でも多くの方の生命と財産が守れるよう、ハード面・ソフト面、両面での防災対策の充実に取り組んでまいります。

なお、個々の御質問につきましては、担当課長から御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

個別支援計画とは、災害等が発生し、避難が必要となった当事者の避難時の携行品、情報連絡・避難誘導時・避難先での留意事項、避難経路の確認、かかりつけの医療機関や薬の確認などを、ケアマネジャーや家族・当事者が事前に話し合って計画策定するものです。

昨年、県のモデル事業の補助を受け、寺前ブロックの防災訓練に合わせて、上小田区・南小田区・高朝田区で取組をいたしました。

成果としましては、1つ目、避難行動要支援者名簿の安否確認方法が確立できました。2つ目、福祉避難所への運搬方法が確立できました。3つ目、地域・行政・福祉避難所との連携が確立できました。

個別支援計画の作成はもちろんのこと、上小田区では、地域の役員さんに集まいただき、福祉・防災マップの作成をしていただきました。避難時に支援が必要な方を地図上に記入することで、要支援者の住宅の場所と名前が簡単に把握できるようになりました。

南小田区では、事前にケアマネジャー・民生委員児童委員・家族・当事者とで、事前に避難行動等の個別支援計画を作成し、地元の福祉避難所、によん神河から当事者を迎

えに来ていただくなど、積極的な協力をいただいで実施ができました。

高朝田区では、当事者の避難手段として、リヤカーに座布団を敷き、そこに当事者を乗せて避難所まで運ぶなど工夫を凝らした内容で実施ができました。

課題としましては、当事者が避難所に行く周囲の人に迷惑をかけるのではないかとちゅうちょされることが多いため、障害者や要介護者と地域・健常者との共生社会の構築、ノーマライゼーションの啓発・定着を今後目指してまいります。

以上、小島議員の御質問に対する回答とさせていただきます。お願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。たくさんの成果があり、これから非常時の場合に、それを基にして活動ができるということはとてもいいことであると思います。

この計画は、その成果や課題を踏まえながら、平常時あるいは災害時の支援を一体的に考える仕組みづくりにより、包括的な支援体制が整った地域共生社会の構築を目指すものだということです。この個別支援計画作成に係る経費について、県からも支援があるということですが、これは避難行動要支援者にとっては、なくてはならない支援制度だと思います。本町において該当するケース、また、その該当数はどのぐらいありますか、お尋ねします。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

現時点では、国において個別支援計画の作成は義務づけられていませんが、災害時、要援護者の命を地域全体で守るためには、個別支援計画を作成し、地域の防災力を高めることが必要と考えます。

そこで、町内居宅介護支援事業所に調査をお願いしたところ、半日以上、一人または高齢者のみの世帯で、個別支援計画が必要と思われる方は112件、常に介護者はいるが、家族だけでは避難できないの世帯は65件、合計177件となっております。

なお、災害時要援護者台帳に登録されている人数は302名という形です。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。かなりの数の件数があるということが分かりました。この事業を実施するに当たりまして、地域の支援力のアセスメントが行われるということですが、高齢化によりまして地域の支援力が低くなっていく地域もあると予想されます。そんなときはどう対応していくのか、お考えをお聞かせください。

○議長（廣納 良幸君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。それでは、小島議員

の御質問にお答えさせていただきます。

台風・大雨等、事前に予想できる災害については、自主防災組織や消防団・ケアマネジャー・民生委員児童委員・民生協力委員等により、事前避難等の働きかけができますが、地震などの突発的な災害においては、日頃の訓練や備えが重要と思われま

す。そこで、地域の支援力が低い地域においては、訓練時からブロックの取組として、協力体制・連絡体制の構築が重要と考えます。そのためにも、住民生活課から各自主防災組織をお願いをさせていただいております、地区防災計画の早期作成が重要と考えます。

以上、小島議員の御質問に対する回答とさせていただきます。お願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。地域防災計画、これの早期の策定が重要だということですが、今申しました地域防災計画の中に、支援力が低いことに対する施策は盛り込まれるのでしょうか、どのような形で盛り込まれるのか、分かっている範囲でお願いしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 平岡防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。御指摘の地域のそういった防災力が弱いところといいますか、いわゆる限界集落であるとか、そういった人数が少なくなっている集落の対応はどうするのかというお尋ねかとは思いますが、確かに集落運営そのものがなかなか困難になっている、あるいは区の役員を担う方もなくなっているというふうな状況もお聞きはしております、なかなかそういったところで、今お話が出ている地区防災計画の策定というのは困難な部分があるかというふうに感じております。そういったところは、例えば近隣の区と一緒に考えていただくであるとか、必ずしもこの地域防災計画は一つの地区で作成をしなければならないというものではありませんので、そういった少し視野を広げた形で取組を考えていただけたらなど、そういうふうにも今後は我々も推進できたらなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。高齢化によりまして、この町も、このような支援の必要性がますます高まってくるのではないかと考えております。その手順をはっきりと示しておくこと、これは災害時に大変有効なことであると思

います。充実した計画をお願いいたします。

次、最後になりますけれども、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の運営について質問いたします。

これから大雨や台風のシーズンを迎えます、避難所開設の機会が増えてくる季節になります。兵庫県からも感染症と災害から命と健康を守るために、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドラインがこの6月に発行されたと思います。避難所における新型コロナウイルス感染症対策は大変厳しいものがあると思います。

そこで、まずフェーズゼロとして、事前準備としての収容人員の確認については、ソーシャルディスタンスが確保できるのか。そのための十分な避難所数の確保ができるのか。また、感染症に対する消毒液などの衛生物資、間仕切り、あるいは段ボールベッドなどの避難所運営物資は準備できるのかということについて、お伺いします。

○議長（廣納 良幸君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症が終息傾向に見えても、再び感染の拡大が懸念されています。こうした予断を許さない中で、風水害や地震などの災害の発生や、そのおそれがある場合、避難勧告や指示など避難情報の発令とともに避難所を開設し、避難者を受け入れることとなります。避難所に多くの人が避難した場合、密閉、密接、密集のいわゆる三密の状態になりやすく、新型コロナウイルス感染症が拡大しやすい環境となります。ワクチンや治療薬が確立されていない現状では、より一層の感染防止に努めなければなりません。

避難者のソーシャルディスタンスの確保については、県の新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドラインに基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、必要な衛生用品・備品等の購入に係る経費については、今回の追加提案を予定させていただいております。予算が確保でき次第、調達を進めさせていただきます。いつ起こるか分からない自然災害に対し、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営等を円滑に行えるよう、避難方法などの住民への事前周知のほか、避難所での必要な物資、資機材、要員の配備や役割分担・手順の確保など、着実に備えを進めてまいります。

なお、個々の御質問につきましては、担当参事から御説明申し上げます。

○議長（廣納 良幸君） 平岡防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。それでは、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営に係る小島議員のまず1点目の御質問にお答えをさせていただきます。

地域防災計画に記載しております各指定避難所の収容人数というものは、一時避難の場合、算定基準1人当たり広さ2平米、滞在避難の場合は1人当たり3.3平米で算出した収容可能人数となっております。この基準面積には、ソーシャルディスタンスが確保できる面積は含まれておりませんので、この今言いました平米数で避難者を収容するといたしますと、ソーシャルディスタンスの確保ができていないということになります。したがって、県から示されましたガイドラインに従いまして、標準世帯3人、これは3人家族ですけれども、この家族の居住面積、1人当たり3平米掛ける3人で、3掛ける3の9平米、これにソーシャルディスタンスと共有部分を含めた11平米、これが県で示された面積なんですけれども、この9平米と11平米を足して出てくる1世帯の必要面積、

20平米を基準面積として、これにより算出される収容可能人員を当面の各避難所の収容人員としたいと考えております。

なお、大規模災害が発生した際に、町の指定避難所だけでは避難者を収容できない可能性もありますので、一時避難所となる各区の公民館等もしばらくの間、一時避難だけではなく、滞在の避難所としての活用もお願いしたいというふうに考えております。

また、少しでも多くの避難所の数を確保するために、町内の指定管理の宿泊施設、具体的に申し上げますと、グリーンエコー笠形、峰山高原ホテルリラクシア、ホテルモンテ・ローザも、いざというときの避難所として活用させていただけるよう依頼もしております。

また、先ほど町長が申しましたように、手指消毒や掃除用の除菌剤あるいはハンドソープ、ペーパータオル等の衛生消耗品、それから非接触型の体温計、間仕切りなどの備品につきまして、今回の追加提案をさせていただいた補正予算で必要経費を計上させていただいております。順次準備をしていきたいと考えております。さらに、衛生消耗品については、各区の公民館等にも備えていただけるように必要な数量を購入する予定でございます。

以上、小島議員の1点目の御質問に対する回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。次に、このガイドラインの中のフェーズゼロの中の6項目めとして、住民への事前周知は、マイ避難カードの作成推進も含め、どのような方法で全町民に知らせていくのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣納 良幸君） 平岡防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。それでは2点目の御質問にお答えをさせていただきます。

災害時の避難は、いつ、どこに、どうやって避難行動を取るのかが重要でございます。これらを地域の危険性を確認あるいは点検しながら、洪水や土砂災害などの災害別の危険性を知り、どのようなタイミングで避難行動を取ればよいかを住民自らが考えて、平常時からカードに記しておくものがマイ避難カードと呼ばれるもので、兵庫県がその取組を推進しているものでございます。本日の神戸新聞の1面にも紹介をされておりました。

また、これはひょうご防災ネットのスマートフォンアプリの中でも入力ができるようになっておりまして、住民の皆さんの中には、このマイ避難カードの作成に取り組んでいただいている方もあるのではというふうに思っております。

今後、このマイ避難カードの推進につきましては、自主防災かみかわの防災訓練や防災講習会、先ほどの質問の中にも出ておりました地区防災計画の作成推進の機会、また、ケーブルテレビの防災啓発コーナーなどでも紹介をしていきたいと考えておりますし、

また、他市町の取組も参考にしながら、有効な活用に努めていきたいというふうに考えております。

なお、感染症対策のための分散避難として、台風接近前の避難所の事前開設のときや、避難勧告の告知放送、防災ネットによるメール配信等で、避難所に移動する以外にも、状況に応じて、例えば家の2階へ垂直避難をしていただく、あるいは知人や親戚宅への避難も考えていただくよう情報発信をしまいたいと考えております。

あわせて、平時から、広報やケーブルテレビでそういう選択肢もあるということを住民の皆様にお知らせをしていきたいと考えております。

以上、小島議員の2点目の御質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。事前にいろんな形で住民に周知するという方法も非常に大事だと思います。

次に、フェーズ2としての実際に避難所が開設されたとき、学校や各区の集会所など床面積の多い、少ないがありますけれども、避難者の受入れや健康管理の体制は誰が行うのか、そしてまたどのような計画がされているのかということをお聞きいたします。

○議長（廣納 良幸君） 平岡防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。それでは、小島議員の3点目の御質問にお答えをさせていただきます。

町指定避難所の運営体制についてでございますが、台風の接近が予想される場合等の事前開設に当たる職員は、水防計画書の中であらかじめ指定をしております。事前開設から引き続きの避難所運営は、避難所ごとに担当対策班を割り当て、各班長の指示を受けた職員が避難所対応を引き継いでまいります。

今後の感染症対策としましては、避難者の受入れの際、検温と、要は発熱の有無ですね、それと問診票による健康状態のチェックを行っていきます。その結果、感染症の疑いのある方については、隔離のために用意するパーティションテント、もしくは、施設の中で別室が使用できる場所については、その部屋で休んでいただくということを考えております。その上で、すぐに保健師に連絡を取りまして、電話で状況のやり取りをする、あるいは保健師が避難所に出向いて容体を確認をさせていただきます。その結果、隔離スペースで引き続き安静にさせていただくか、必要に応じて病院へ搬送することになると、そういった対応を取ります。病院への搬送は、基本的には救急車となると考えております。また、各区の避難所にも、非接触型体温計を配付させていただき、避難者の体温チェックをお願いする予定でございます。もし発熱者があれば、別室で休んでいただき、保健師の巡回等によって対応を検討していきます。

一方、感染症の疑いはないとそのときに判断できる方が、容体によってそれでも病院への搬送が必要となった場合、救急車の手配のほかに、災害時要援護者班を中心とした職員による搬送、さらには自主防災組織、消防団による搬送をお願いすることもあり得

るかというふうに考えております。

なお、保健師の対応として、避難所が遠方であったり、災害の状況によっては現地へ出向くことができないことも、そういった場面もあるかと想定されますので、ウェブを活用したりリモートによる避難者対応も今後の課題として検討していきたいというふうに考えております。

いずれにせよ、これまでになかった様々な避難所対応が必要になってきます。役場では防災対策について、従来から私ども住民生活課、そして総務課、建設課の3課を中心に対応を協議してきましたが、今年度につきましては健康福祉課も交えて、感染症対策を含めた避難所運営体制の確認を行ってきたところでございます。

今後とも、有事の際に不測の事態に陥らないよう、役場内でしっかりと連携して防災対応に当たってまいりたいというふうに考えております。

以上、小島議員の3点目の御質問に対する回答とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。様々な対策を練って行って、最終的には住民の方の生命、安全を守るということにつながっていくと思えますけれども、この非常時の際に、今聞いておりますと、役場の職員の方の、いわゆる役場内でしっかり連携してとありますけれども、例えば大地震が来た場合ですね、土砂崩れ等がありまして、そこの避難所まで行けないと、役場の職員の対応ができないというような場合、避難所に行くことが間に合わない場合はどうするのかということだと思うんですね。そこにはやっぱり地域の方々の応援が必要だと思うんですけれども、そのようなことは求められるのでしょうか。

○議長（廣納 良幸君） 平岡防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。御指摘のとおり、災害もどのような状況に陥るか分かりません。特に地震などで大きな広範囲な被害が出た場合、職員が登庁すること自体も困難な場面も予測されます。そういったことも想定して、昨年度、業務継続計画というものも策定をさせていただいたわけなんですけれども、そういった状況の中で町の指定避難所あるいは各区の避難所にもなかなか手が回らないといった状況も考えられるわけございまして、特に各区の避難所においては、区長さんなり各自主防災組織のリーダーを中心として運営をお願いしていく。その状況の中で、基本は各個人が最低3日分の食料等を用意する、物資を用意するということになりますけれども、各区においても、そういった備蓄についても今後検討していただきたいというふうに考えておりますし、もしそういった感染症の心配があったときに、なかなか今、考えている手段としましては、保健師が巡回に行くといったことも申し上げましたけれども、なかなかいつもそういう場面、そういうふうにもいかない状況もありますので、そういったことも含めて区長会であるとか自主防災の会合の中で、まずは自助

・共助、その辺りをしっかりと対策を立てていただく、結局先ほど申し上げました地区防災計画の作成ということにつながっていくんですけども、そういった意味でも各区で、地域で有事に対して、いざというときにどうするかということを平時から考えていただくということも、啓発をしていきたいというふうに考えます。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） ありがとうございます。非常時は、住民自体が助け合って避難したり、そこで過ごすというようなことも対応としては考えていかなければならないということも、そんな事態も起こることがなきにしもあらずというような時代になってきております。このような新しい時代に入りますと、新しい出来事も次々と起こってきます。今までなかったような出来事が起こる可能性も非常に多いということです。それぞれに対応する施策も新しく考えなければならぬと思いますけれども、全てのことについて対応する計画をすると、あるいは対応する手段を決めていくということは難しいことだと思いますけれども、できるだけそういう住民の命、安全を守るような方向に持って行っていただきたいと思います。

人口減少が続くこの神河町にありましても、知恵と工夫で、あるいは努力で持続可能な町づくりがなされますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（廣納 良幸君） 以上で小島義次議員の一般質問は終わりました。

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

午前11時03分休憩

.....
午前11時15分再開

○議長（廣納 良幸君） 再開します。

日程第2 第56号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第2、第56号議案、令和2年度神河町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

三谷克巳総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。それでは、総務文教常任委員会の審査報告をさせていただきます。

6月16日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託されました第56号議案、令和2年度神河町一般会計補正予算（第3号）についての審査報告をいたします。委員会を6月16日に開催し、審査を行っております。

採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としては、原案のとおり可決すること

に決定しました。

なお、討論はございませんでした。

審査に際しまして、観光キャンペーン委託料に関連する資料として、一般財団法人関西観光本部のプラスワントリップキャンペーンの概要と観光施設等連携プロジェクト整備事業の資料の配付、また説明を受けています。

次に、審査の過程におきますところの主な質疑応答の内容を報告いたします。観光キャンペーン事業は神河町にメリットがあるのかとの質疑に対しまして、プラスワントリップキャンペーンは、関西エリアを8圏域に分け、その中に姫路圏域があるので、それにプラスした神河町までの地域での動画の作成、ファミトリップなどに十分メリットがある。

また、広域連携のDMO組織、これは観光地域づくり法人の組織でございますが、これに加盟することによってインバウンドを含めた集客が見込めるとのことで、このプラスワントリップキャンペーンに加わりながら、頑張っていきたいとのことでございました。

次に、外国人観光客受入基盤整備事業の観光施設のトイレ改修は、補助事業そのものがなくなったのか、もしくは応募したが採択されなかったのかとの質疑がございまして、メニューが変更になって、トイレの洋式化は認められないので、町の一般財源で実施することにしたとのことです。

また、改修工事をする場所についての問いがございまして、グリーンエコーのすこやかトイレと天満宮横のトイレ、モンテ・ローザ、そして川の駅のトイレで、洋式に改修していくとのことで、町が関係する施設のトイレの洋式化は完了しますが、砥峰高原のトイレの改修は、県に要望しているとのことでございます。

また、手洗い、蛇口になります。蛇口の自動化、センサー式についての質疑がございまして、手洗いは、新型コロナウイルスの関係で自動化が求められているとのことで、町全体の施設を調査して、今後、検討していくとのことでございます。

次に、集落公園等整備事業補助金に係る集落公園の定義についての質疑がございまして、公園には、一般的に広場といったようなものや遊具のないところもあるが、それらを含めて、子育て世代の希望に応じていくという趣旨で、広い範囲で公園を定義していると。その中で、修景施設、ベンチ等の休憩施設、遊具等も含めて整備をする費用に対して補助をしていると。

助成対象にしているものは、老朽化・危険度が増したので修繕をするもので、ある程度経費のかさむもので、通常の維持管理は、地元をお願いしたいと考えているとのことでございました。

また、公園の遊具等で事故が起きた場合の賠償責任の問題があるので、公園の定義、維持管理区分の整理が必要になっているのではという問いがございまして、これに対して集落公園補助要綱の公園の定義は明確にしたい。また、管理区分は、委員会に提出で

きるような形で整理をしていきたいとのことでございました。

次に、観光施設等連携プロジェクト事業助成金に係るKAMIKAWAサイクルツーリズム事業のレンタサイクル、ルート整備、スポットプレートの設置、プロモーションビデオの作成の内容についての質疑がございまして、回答として、日本全体にサイクルツーリズムの動きがあり、神河町では3年前からヒルクライムを始めており、神河町へのサイクリストの入り込みは毎年増えている。

また、播但沿線活性化協議会も中播磨県民センターと共同でサイクリトレインの事業も行っている。また、銀の馬車道鉦石の道のPR事業として中播磨県民センターと但馬県民局が共同でサイクリング事業を行っている。

このような背景の中で、神河町観光協会もレンタサイクルを行いたいとのことを聞いていたところ、民間企業がサイクリストの集えるカフェとゲストハウス事業を行うことになったので、そこと連携してサイクルツーリズムを具体化するために、このたび補正をしたとのことでございます。

レンタサイクル、ルート整備、スポットプレートの設置、プロモーションビデオの作成は、事業を実施する観光協会が民間企業と連携しながら事業を展開するので、町としては、細かい部分の詰めをしていないので、早急に詰めて、分かりやすい形態にしていきたいとのことでございました。

次に、GIGAスクールで購入するタブレットは、非常時に自宅へ持って帰れるのかとの問いに対しまして、持ち出しは可能で、早い時期に家庭学習に活用できる方向で検討しているとのことで、その中で、児童生徒に家庭でのICT環境のアンケート調査をしており、90%近くの家庭でWi-Fiが使えるという結果だったとのことでございます。

また、文部科学省には、Wi-Fiが利用できない家庭にポケットWi-Fiなどを貸し出す事業があるので、それを積極的に活用して全員が利用できる体制にしていきたいとのことです。

次に、タブレットの通信費は、学校・教育課で負担するのかという質疑がございまして、これに対して、これからの検討事項になるとのことでございました。

また、GIGAスクールには、今後、新たな経費が発生するのではないかという質疑がございまして、予算については、現時点で想定しているもので、今後必要なものが出てくるかもしれないとのことでございました。

次に、パソコンリース料の内容についての質疑がございまして、この内容は、86か所のアクセスポイントの電波干渉を自動検知機能により、無線チャンネルの自動調整を行う管理ソフトのライセンス料で5年間分のうち、令和2年度の8か月分を計上しているとのことでございます。また、予算科目の名称は、昨年度予算と同じ名称のパソコンリース料を利用したとのことでございます。

次に、町としてのGIGAスクールの今後の推進体制についての質疑がございまして、

当初は、令和5年度までの計画だったが、新型コロナウイルス感染症対策により前倒しになったため、この補正予算で全生徒・児童分のタブレットを購入することで進めており、今後は早急に使用面も考えていかなければならないとのことで、GIGAスクールサポーターを活用するのと、情報教育指導員を中心に学校に指導し、町内の学校教職員で組織する情報教育担当者会等で検討を重ねていきたいとのことでございました。

委員会では、これらの質疑応答を通して、GIGAスクールの内容は、非常に専門的な部分があり、また時代の推移、また子供たちのためにも導入しなければならないが、学校現場は、コロナ休業から再開して間がなく、授業を優先しなければならないので早速の検討もできない状況なので、今後の進捗と現場の状況は、今後の委員会で調査していくこととしました。

以上、大まかな報告をしましたが、GIGAスクールに係るアンケート調査の他の設問の結果など詳細は、配付しております報告書に記載しておりますので御覧いただきたいと思います。以上で第56号議案の審査報告を終わります。

○議長（廣納 良幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（廣納 良幸君） 討論を終結します。

これより第56号議案を採決します。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（廣納 良幸君） 起立全員であります。よって、第56号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 報告第5号

○議長（廣納 良幸君） 日程第3、報告第5号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題といたします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第5号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。本報告は、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）

でございます。町長の専決処分事項の指定についての規定に基づき、昨年5月7日に発生した公用車の対人及び対物事故について、訴訟に発展しておりましたが、今年6月2日に判決の言渡しがあり、双方控訴をしなかったことで、6月17日に判決金等が確定しましたので、同日付で専決処分させていただいたものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、病院経営強化特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。それでは、報告第5号について詳細説明を申し上げますので、専決処分書を御覧ください。

この事故は、昨年5月7日火曜日、午前9時10分頃、神河町中村58番地の4先、神崎石油株式会社前、国道312号において発生した車両同士の事故でございます。神崎訪問看護ステーションの職員が、給油を終えて福崎町方面に南下しようとして公用車を国道312号に進入させた際、南下してきた生野町在住の女性の方が運転される乗用車に衝突したものでございます。

公用車の左フロントと相手車の右フロントが衝突しました。この事故により、相手車を運転されていた女性の方が体の不調を訴えられ、お住まい近くの医院で治療も受けておられますので、本件は人身及び物損事故でございます。

この事故につきましては、令和元年10月の2日に相手方が訴訟を起こされました。請求の趣旨は、人損、物損、弁護士費用を合算した130万1,200円のうち、既に支払った14万6,113円を差し引いた115万5,087円に、事故日から支払い済みまでの日まで、年5%の割合による遅延損害金を支払うこと。そして、訴訟費用は被告の負担、この2点でございました。

令和2年3月17日に姫路簡易裁判所で口頭弁論が行われ、その日に終結し、6月2日に判決言渡しがありました。この裁判により、当方80%、相手20%の過失であるとされ、総額90万8,342円の賠償額で確定、この金額から既に支払っている額を差し引いた76万2,229円を6月の30日に支払うことで解決の運びとなりました。なお、この事故の賠償金及び公用車の修繕については、全て保険の範囲内で対応できたため、一般財源等の持ち出しはございません。

以上でございます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 報告は終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

2番、三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。一つお尋ねをしたいのは、事

故の内容というよりも、このように交通事故に係りますところの損害賠償の報告がこうして各定例会ごとに議会に報告受けるんですが、訪問看護ステーションの関係が非常に多いと思うんですね。確かに訪問看護ステーションにつきましても、車によって訪問しますので車に乗っている時間が長い、また慣れない道等も走られるので確かに事故の確率というのは高くなると思うんです。そういう背景があれば、なおさら安全運転管理者について、こういうような事故防止についてのね、啓発とか研修をしていかなあかんとするんですけど、そういう事故を防止するための訪問看護ステーションの中での安全運転に対する研修の在り方というか、研修をどのようなことをされているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 井上病院総務特命参事。

○病院総務課副課長兼経営強化特命参事兼企業出納員（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいまの三谷議員の質問にお答えをさせていただきます。

神崎訪問看護ステーションでは、職員19名、うち事務員2名を配置し、公用車18台で郡内、姫路市香寺町及び朝来市生野町を活動エリアとして事業展開をしております。職員は、1人1日当たり約5件の患者様宅を訪問しており、場所によっては大変狭い道路や方向転換が困難な場所に進入することも多々ございます。職員に対しては十分に注意するよう日々指導はしておりますけれども、どうしても事故が発生をしてしまいます。ここ数年、数多く事故が発生していることもございまして、訪問看護ステーションの公用車全車にドライブレコーダーを取付けをさせていただいております。このドライブレコーダーは、走行中録画をするだけではなくて、車両が左に寄り過ぎたり、また中央線を越えるなどした場合にはアラームで知らせてくれる機能も搭載をしております。事故防止の一助になればと考えております。

また、昨年度においては、福崎交通安全協会からDVDをお借りしまして、全職員を対象としたDVD視聴による交通安全研修も実施をさせていただいております。具体的には、6月の26日、また7月の4日、延べ4回、病院職員300名を超える人数でございまして、参加者数209名でございました。今後も引き続いて交通安全の研修なども開催し、交通安全に対しての意識醸成に努めてまいりたいと存じております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。質疑を終結します。

報告第5号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いをいたします。

日程第4 第64号議案

○議長（廣納 良幸君） 日程第4、第64号議案、令和2年度神河町一般会計補正予算

(第4号)を議題といたします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長(山名 宗悟君) 第64号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和2年度神河町一般会計補正予算(第4号)でございまして、補正予算(第3号)以降、補正要因が生じたものについて、補正するものでございます。

補正の主な内容は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言解除を受け、事業所継続や雇用維持への対応、新しい生活様式への対応など、新たな段階の新型コロナウイルス感染症対策に係る施策経費を予算計上するものでございます。補正予算の財源は、国において成立しました令和2年度補正予算(第2号)によります新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金など、国、県の財源措置を最大限活用し、なお不足する財源については財政調整基金で充当するものでございます。

事業所継続や雇用維持、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化を重点とし、補正予算(第2号)に続き、地域の実情に応じたきめ細やかな住民生活や経済活動を守るための施策を実行してまいります。

町単独事業として、緊急事態宣言解除の地域経済の回復、活性化を推進するため、「Go to かみかわ・Welcome to かみかわ」キャンペーン事業に6,193万円を計上、感染症対策と経済対策とを並立して推進していくため、事業所等の新しい生活様式を踏まえた感染症予防対策を支援、推進するため、「新しい生活様式」への感染症予防対策事業に5,694万7,000円を計上、災害発生時の避難所開設において、第二波の新型コロナウイルス感染症クラスターの発生を予防するため、避難所感染症対策整備事業に1,178万6,000円を計上しております。

これら3本柱の事業を重点として、学校、幼稚園の再開に際して施設の衛生環境を整備するため、児童、園児の使用する水道の蛇口を非接触のセンサー式に整備する経費を計上、隙間のない対応を図るため、子育て世帯地域商品券助成事業において、対象世帯の範囲を妊婦、大学生等に拡大するための経費を追加計上しております。

その他、教育関係において、国・県支出金を活用して新型コロナウイルス感染症対策経費を計上しております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,359万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億3,156万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第64号議案の詳細説明をいたします。事項別明細書で御説明をさせていただきますので、6ページのほうを御覧ください。

2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、1億1,807万5,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額で、国の1号補正に係る第2次交付限度額分、国庫補助金事業の地方負担算定分が807万5,000円、国の2号補正に係るものが1億1,000万円の増額でございます。

これによりまして、補正後の地方創生臨時交付金は、国の1号補正の第1次交付限度額分が8,424万円、第2次交付限度額分が2,000万円、国の2号補正が1億1,000万円で、合計予算額は2億1,424万円の見込みでございます。

なお、国の1号補正の第2次交付限度額分及び国の2号補正分につきましては、額の通知は現在のところ未定でございます。

続きまして、2目民生費国庫補助金100万円の増額で、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による増額でございます。児童福祉施設等における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう各種支援を行うもので、1施設当たり50万円を限度に交付されるものでございます。補助率は10分の10でございます。

7目教育費国庫補助金は450万円の増額でございます。

まず、学校教育活動再開支援事業補助金として、小学校費補助金で150万円、中学校費補助金で50万円、合わせまして200万円の増額でございます。補助金の概要は、段階的な学校再開に際しまして、学校の感染症対策等を徹底し、学校教育活動の再開を支援する経費を緊急的に措置するものでございます。補助率は2分の1でございます。

次に、社会教育補助金150万円の増額は、2目民生費国庫補助金で御説明しました新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で、補助金の概要は同様でございます。

幼稚園費補助金100万円の増額は、教育支援体制整備事業費交付金の増額でございます。

補助金の概要は、新型コロナウイルスの感染症対策の強化を図るため、マスク、消毒液の衛生用品や感染症予防のための備品の購入を支援するものでございます。補助率は10分の10でございます。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金は、11万9,000円の増額で、ひとり親世帯への臨時特別給付金事務費補助金による増額でございます。国の2号補正による経済支援策で、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を独りで担う低所得のひとり親世帯に、子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うもので、臨時特別交付金が給付されるものでございます。給付事務につきましては、兵庫県中播

磨福祉事務所が実施をいたし、申請受付、案内通知等は町が実施するもので、これに伴います事務経費が交付されるものでございます。補助率は10分の10でございます。

なお、関連で給付の内容を申し上げますと、給付対象者は、令和2年6月の児童扶養手当の支給を受けておられる方、公的年金等を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けておられない方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった方でございます。給付額につきましては、児童扶養手当受給世帯への給付が1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を加算給付されるものでございます。収入が減少した児童扶養手当受給世帯等につきましては、1世帯5万円の給付でございます。

当町の対象者の推計につきましては、平成27年度の国勢調査によります独り親世帯が106世帯、令和2年5月の児童手当受給者が79世帯でございます。

続きまして、7目教育費県補助金は675万6,000円の増額で、小学校費補助金530万4,000円、中学校費補助金145万2,000円の増額で、ともに新型コロナウイルス感染症対策学習指導員配置事業補助金及びスクール・サポート・スタッフ配置事業補助金による増額でございます。

補助金の概要は、新型コロナウイルス感染症対策、学習指導員配置事業補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症による臨時休校に伴う未指導分の補習等を支援するため、学習指導員を配置する経費に交付されるものでございます。補助率は10分の10でございます。

スクール・サポート・スタッフ配置事業補助金は、新型コロナウイルス感染症対策で増加する教師等の業務をサポートするために、緊急的にスクール・サポート・スタッフを配置する経費に交付されるものでございまして、補助率は同様の10分の10でございます。

続きまして、19款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金は3,314万8,000円の増額で、今回の補正の財源調整のため増額するものでございます。これによりまして、補正後の残高は9億7,697万1,000円の見込みでございます。

続いて、7ページ、歳出をお願いをいたします。

町の独自事業を中心に、事業概要を御説明いたしますので、13ページから18ページに掲載させていただいております新規事業の説明一覧と照らし合わせていただいて、御覧いただければと思います。

3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費は143万7,000円の増額、6目企画費は5,551万円の増額で、町独自事業、「新しい生活様式」への感染症予防対策事業に係る経費を計上しております。

事業の概要は、新しい生活様式への感染症予防のための整備を推進するため、公共施設の三密等の感染症対策のための機器・消耗品等を整備する経費を財産管理費に計上し、企画費におきましては、町内事業所の三密をはじめとする感染症対策の取組を支援する

ため、その必要経費を補助する経費を計上するものでございます。補助額は限度額として、中小法人に20万円、個人事業所に10万円でございます。充当財源は、地方創生臨時交付金で、4,695万2,000円でございます。

続いて、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は11万9,000円の増額で、独り親世帯への臨時特別給付金に係る事務費の増額でございます。事業の概要及び充当財源につきましては、歳入で御説明をさせていただいたとおりでございます。

続いて、3目保育所費は100万円の増額で、神崎保育園、寺前保育所にマスクや消毒液等の衛生用品及び感染症予防のための備品を購入するものでございます。充当財源は、歳入で御説明いたしました新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金でございます。

続いて、6款商工費、1項商工費、1目商工振興費は7,043万8,000円の増額で、町独自事業、「Go to かみかわ・Welcome to かみかわ」キャンペーン事業で6,193万円、主な経費は、地域商品券交付金4,200万、観光商品券交付金1,500万でございます。

そして、補正2号の追加事業として、子育て世帯地域商品券助成事業で850万8,000円の増額でございます。主な経費は子育て世帯地域商品券交付金800万円でございます。

事業の概要について御説明をいたします。

まず、「Go to かみかわ・Welcome to かみかわ」キャンペーン事業でございまして、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除後の地域経済回復活性化を推進するため、「Go to かみかわ」キャンペーンを展開いたしまして、全戸に1万円の地域商品券を配布するものでございます。また、「Welcome to かみかわ」キャンペーンとして、町内宿泊施設で1泊1万円以上の料金を支払っていただいた宿泊者に対し、町内観光施設、特産品販売店、飲食店等で使用できる観光商品券を贈呈いたしまして、観光客の周遊性を高めるとともに、消費拡大を図っていくというものでございます。

次に、子育て世帯地域商品券助成事業では、子育て世帯への支援をさらに強化するため、支給対象世帯の範囲を拡大いたしまして、妊婦、大学等に通う学生等を持つ世帯を応援するため2万円の商品券を交付するものでございます。充当財源につきましては、地方創生臨時交付金で5,007万5,000円でございます。

続きまして、8款消防費、1項消防費、4目災害対策費は1,178万6,000円の増額で、町独自事業、避難所感染症対策整備事業による増額でございます。

事業の概要は、風水害や地震などの災害発生時の避難所開設におきまして、第二波の新型コロナウイルス感染症クラスター発生等を予防するため、避難所及び各集落指定緊急避難場所に、兵庫県が策定しております新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運用ガイドラインに基づく感染症対策として、必要な機器、消耗品等を整備するものでござ

います。財源の充当につきましては、地方創生臨時交付金でございます。

続いて、8ページをお願いいたします。9款教育費、2項小学校費、1目小学校管理費は832万8,000円の増額で、町独自事業新型コロナウイルス感染症対応小学校再開支援事業で、小学校の衛生環境を整備するために児童が使用する手洗い場の水道の蛇口を自動センサー式に取替え整備するものでございます。補正額は、工事請負費の532万8,000円で、充当財源は地方創生臨時交付金でございます。

需用費113万2,000円と備品購入費186万8,000円の合計300万円は、各小学校の感染対策用の消耗品、備品の購入で、歳入で御説明しました学校教育活動再開支援事業補助金を活用した事業で、充当額は補助対象事業費の2分の1で、150万円でございます。

2目小学校教育振興費は583万円の増額で新型コロナウイルス感染症対策学習指導員配置事業で、臨時休校に伴う未指導分の補習等を支援するため学習指導員を配置するもので、報償費375万円を増額するものでございます。財源の充当は、新型コロナウイルス感染症対策学習指導員配置事業補助金でございます。

また、スクール・サポート・スタッフ事業で、感染症対策で増加する教師等の業務をサポートするために、緊急的にスクール・サポート・スタッフを配置するもので、会計年度任用職員の報酬、手当、共済費、旅費を合わせて208万円を増額するものでございます。財源の充当は、スクール・サポート・スタッフ配置事業補助金でございます。なお、共済費と旅費52万6,000円は補助対象外経費でございます。

続いて、3項中学校費、1目中学校管理費は100万円の増額で、学校教育活動再開支援事業によるもので、内容は小学校管理費と同様でございます。

続いて、2目中学校振興費は171万6,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対策学習指導員配置事業で67万5,000円を増額、また、スクール・サポート・スタッフ事業で104万1,000円を増額するものでございます。財源の充当は、小学校教育振興費と同様でございます。

続いて、4項幼稚園費、1目幼稚園費は493万4,000円の増額で、町独自事業、新型コロナウイルス感染症対応幼稚園再開支援事業で、幼稚園再開の衛生環境を整備するため、園児が使用する手洗い場の水道の蛇口を自動センサー式に取り替えるものでございます。補正額は、工事請負費の393万4,000円で、充当財源は地方創生臨時交付金でございます。

需用費26万5,000円と備品購入費73万5,000円の合計100万円は、感染症対策用の消耗品、備品の購入で、歳入で御説明をいたしました教育支援体制整備事業交付金を活用した事業でございます。

続いて、9ページをお願いいたします。5項社会教育費、1目社会教育総務費は100万円の増額で、学童クラブにマスクや消毒液の衛生用品及び感染症予防のための備品を購入するものでございます。

3目社会教育施設運営費は50万円の増額で、児童センターに同様にマスクや消毒液の衛生用品を購入するものでございます。充当財源は、社会教育総務費同様、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金でございます。

10ページから12ページは、給与費明細書で、独り親世帯への臨時特別給付金事務に係る職員の時間外手当、それから小学校、中学校におけますスクール・サポート・スタッフ配備に伴う、会計年度任用職員の報酬、通勤手当による増額補正でございます。

13ページから18ページは、先ほど御説明しました新規事業の説明一覧表で、新型コロナウイルス感染症に伴う事業を掲載をいたしております。御確認をよろしく願いをいたします。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（廣納 良幸君） 提案説明は終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

5番、吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。ちょっと確認させてください。14ページの新規事業の「Go to かみかわ・Welcome to かみかわ」キャンペーン事業で、「Go to かみかわ」は、ここで全戸に1万円地域商品券をよう分かるんです、1,000円、10枚つづり。下側の「Welcome to かみかわ」で、町内宿泊施設で1泊1万円以上支払った宿泊者に対して3,000円の観光商品券を贈呈するというところでありますけども、例えばグリーンエコーに泊まりましたよ、グリーンエコーの宿泊料金は1万3,000円でしたよ。しかし、その際に観光商品券3,000円もらうから、それ使うて、もう今日は1万円でもいいですよ。これができるかできないか、どうですか。

○議長（廣納 良幸君） 多田地域振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

この点につきましては、二次的な消費へできるだけつなげたいということで、当日のその宿泊費としては利用は不可ということにさせていただいております。ただし、消費拡大につながることから、宿泊費の支払いの後に同宿泊施設でのお土産とか飲食などにつきましては利用することは可能ということにさせていただこうかなと思っております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） 吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） ありがとうございます。確認なんですけど、これは町内の人でも町外の人でも大丈夫ですね。町外専用じゃないですね、町内の人もオーケーですね、ちょっとその確認。

○議長（廣納 良幸君） 多田振興課長。

○地域振興課長（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。町内、町外問わず、

宿泊していただいた方ということでございます。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 分かりました。

○議長（廣納 良幸君） ほかに。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。7ページ、総務費の企画費の中の「新しい生活様式」への感染症予防対策事業補助金について少しお尋ねします。前もってこの参考資料1、ひと・まち・みらい課の分をいただいているんですけど、私、これ読んでもいま一つよく分からないんですね。上側の部分が恐らく町独自の部分で、下側が県がやられている分を載せられていると思うんですけども、一体この新しい生活様式への補助金のもう少し詳しい概要というのを、こういった要件を満たした場合に補助されるのかだとか、この参考資料を見ますと、令和2年2月1日から10月31日までと書いてありますんで、恐らく遡っての支給も考えておられると思うんですけど、そういったことら辺をもう少し詳しくお願いできますか。

○議長（廣納 良幸君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

この新しい生活様式への助成金でございますけれども、まず、大きな県の事業との違いということで申し上げますと、県のほうについては、この補助額を超える事業を実施した場合に定額で支給ということになってございますので、例えば単一事業所企業で中小法人でございますと、20万円以上の事業をやった場合に20万円を支給しますという形の制度設計になっております。一方、神河町の部分につきましては、20万円以下の事業費が県の対象とならないことから、その部分を救っていくという形を基本の考えといたしております。

それから、補助対象期間でございますが、県のほうは緊急事態宣言が出された4月7日からという形を取っておられますけれども、実際には近畿圏で発症者が出たのが1月28日、県のほうが警戒本部を設置したのもこの時期、そして神河町も連絡会議を2月3日に第1回目を開催するなど、コロナ対策が実質始まってきた期間かなというふうに思っております。また、1日という固定をしたのは、国のほうが指定感染症に2月1日付で指定をしたといったようなところがございまして、2月1日付として遡って適用ということで、基本この10月31日までの期間に一旦お支払いをいただいた、その実績をもって補助金を支払いをさせていただく予定といたしております。

また、県のほうの詳細な要綱がまだ公表されてない部分もございまして、その辺りが公表されてまいりますと、この対象経費なんかのところももう少し具体的になろうかとは思いますが、現在、想定しておりますのは、衛生管理用品としてのマスク、消毒液等々と、飛沫防止対策としてのフィルムとかアクリル板、パーティション等の対策の部分と、換気設備等といったようなものに対しての助成を中心に実施をしたいという思いでおるところでございます。以上、概要でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

6番、小島議員。

○議員（6番 小島 義次君） 6番、小島です。簡単なことですが、参考資料3に載せてあります購入物資の中で、手指消毒用アルコールとありますが、これアルコール含有は何%のものか分かりますでしょうか。それともう一つ、真ん中の段にあります備品関係品目の中で、備蓄物資収納倉庫、これ3基とありますが、この設置場所をちょっと教えていただけますか。

○議長（廣納 良幸君） 平岡防災特命参事。

○住民生活課参事兼防災特命参事（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。まず、1点目の手指消毒用アルコールですが、これは70%の濃度のものを想定しております。それから、2点目の備蓄物資収納倉庫でございますが、その備考にも書いておりますが、この倉庫を予定しているのは、一番下の米印、指定緊急避難所の一覧表をつけておりますが、倉庫を設置するのが越知谷アクティブセンターと、それから神崎小学校体育館と、寺前小学校の体育館、この3か所でございます。あとのそれぞれ避難所については、体育館の中に購入する備品等を収納するスペースがございますので、この3か所については、そういったスペースがないので物置を、倉庫を建てさせていただくということで、それぞれの体育館の周りといいますか裏手、その辺りにスペースがありますので、そこも確認をさせていただいて、そこに設置をさせていただく予定にしております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

11番、澤田議員。

○議員（11番 澤田 俊一君） 11番、澤田です。今、このたびの補正に関して、備品購入費について、住民生活課の分については参考資料3で詳しく説明があったんですが、予算書でいいますと、事項別明細書の7ページの児童福祉費の中の備品購入費81万8,000円、ページめくっていただいて、8ページの小学校費の一般備品購入費186万8,000円、中学校費の備品購入費55万円、幼稚園費の備品購入費73万5,000円、社会教育費の同じく46万8,000円、これで購入される備品の中身ですね、こういったものを購入されるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（廣納 良幸君） 藤原教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（藤原 美樹君） 教育課、藤原でございます。備品購入の内訳というところでございますが、基本的には新型コロナウイルス対策の直接的な対策というところで、3つの密を避けるというところで、大きなものにつきましてはサーキュレーターであったりとか、スポットクーラーであったりとか、ミストアーチであったりとかいうところを想定しております。ただ、国の2次補正の細かな正式な実施要綱が参っておりませんので、全てが補助対象になるかなというところがございますので、基本的には今私どもが考えているところでいけるのかなと思っておりますが、その辺り

は少し精査をして購入をしてまいりたいと思っているところでございます。細かな内訳を上げたほうがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それと、すみません、子育ての部分につきましては……。

○議長（廣納 良幸君） 高橋教育参事。

○教育課参事兼社会教育特命参事（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。社会教育の施設の備品購入の関係になります。こちらにつきましては、学童保育クラブの購入でございます。こちらにつきましては、各部屋の空気清浄機の購入を現在、検討しております。以上でございます。

○議長（廣納 良幸君） ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（廣納 良幸君） ないようです。質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 異議なしと認め、第64号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

○議長（廣納 良幸君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日から6月28日まで休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（廣納 良幸君） 異議ないものと認めます。よって、明日から6月28日まで休会と決定いたしました。

次の本会議は、6月29日午前9時再開といたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後0時13分散会
